

## 栗塚文庫洋書目録 解題

### —法学文献を中心に—

明治大学大学院法学研究科博士後期課程

野原 香織

#### はじめに

越前市中央図書館に所蔵されている栗塚文庫中の洋書計 376 冊には、法・政治・文学・歴史・紀行・科学・事典類など様々な分野にわたる書物が含まれているが、そのうち、法学に関する文献は約 200 冊と半数以上を占める。その内訳をみると、下記の通り、主にフランス法学書、明治政府御雇外国人法学者の著作、パリ大学法学部法学士号請求論文に大別できる（ただし、法学文献であってもこの分類に該当しないものは除外している）。本稿では、明治期に法制官僚や大審院判検事、弁護士として活躍し、わが国の近代法形成期における最重要人物の一人である栗塚省吾の人物像や法学識を明らかにするための第一歩として、今回作成した「栗塚文庫洋書目録」のなかの法学文献にしばって解題を試みたい。

#### ● フランス法学書

##### 民事法

- 〈1〉 Émile Pierre René Paul Acollas, *L'enfant né hors mariage*, Paris, A. Marescq aîné, 1869. (目録 No. 83, 85)
- 〈2〉 Émile Pierre René Paul Acollas, *Le mariage : son passé, son présent, son avenir*, Paris, A. Marescq aîné, 1880. (目録 No. 22)
- 〈3〉 Pierre Farine, *Le Code Civil ; mis a la portée de tous, I- Des successions*, Paris, Henry Bellaire. (目録 No. 166)
- 〈4〉 François Laurent, *Principes de droit civil*, 33vols., Paris, A. Marescq aîné, 1887. (目録 No. 169~201)
- 〈5〉 Claude Étienne Frédéric Mourlon, *Répétitions écrites sur le [premier, deuxième et troisième examens] de Code Napoléon : contenant l'exposé des principes généraux, leurs motifs et la solution des questions théoriques*, Paris, A. Marescq aîné, 1873. (目録 No. 285~287)
- 〈6〉 Alexandre Laya, *De la dignité dans le mariage par le divorce*, Paris, C. Rastouil, 1878. (目録 No. 359)

##### 商事法

- 〈7〉 Charles Léon Lyon-Caen; Louis Renault, *Manuel de droit commercial : spécialement*

*destiné aux étudiants des facultés de droit*, Paris, F. Pichon, 1887. (目録 No. 265)

#### 刑事法

- 〈8〉 Cesare Beccaria, *Des délits et des peines*, Paris, guillaumin et Cie, 1856. (目録 No. 133)
- 〈9〉 Faustin Hélie, *Traité de droit pénal*, 2vols., Paris, Guillaumin, 1872. (目録 No. 267, 268)
- 〈10〉 Joseph Elzéar Ortolan, *Éléments de droit pénal, pénalité, juridictions, procédure : suivant la science rationnelle, la législation positive et la jurisprudence avec les données de nos statistiques criminelles*, 2vols. , Paris, E. Plon, 1875. (目録 No. 263, 264)
- 〈11〉 Jules Simon, *La peine de mort : récit*, Librairie Internationale, 1870. (目録 No. 67)

#### 訴訟法

- 〈12〉 Édouard Louis Joseph Bonnier, *Traité théorique et pratique des preuves en droit civil et en droit criminel*, tom. 2, Paris, Henri Plon, Mabesco aîné, 1873. (目録 No. 56)
- 〈13〉 Claude Étienne Frédéric Mourlon, *Répétitions écrites sur le code de procédure civile ; suivies d'un formulaire*, Paris, A. Marescq aîné, 1872. (目録 No. 262)

#### 行政法

- 〈14〉 Paul Louis Ernest Pradier-Fodéré, *Précis de droit administratif*, Paris, Guillaumin, 1872. (目録 No. 302)
- 〈15〉 Eugène Poitou, *La liberté civile et le pouvoir administratif en France*, Paris, Charhentier et Cie, 1869. (目録 No. 130)
- 〈16〉 Paul Tirard, *De la responsabilité de la puissance publique*, Paris, Arthur Rousseau, 1906. (目録 No. 157)

#### 国際法

- 〈17〉 Charles Antoine Brocher, *Nouveau traité de droit international privé au double point de vue de la théorie et de la pratique*, Paris, E.Thorin, 1876. (目録 No. 55)
- 〈18〉 Charles Constant, *De l'exécution des jugements étrangers dans les divers pays : étude de droit international privé*, Paris, A. Durand et Pedone-Lauriel, 1883. (目録 No. 366)

- 〈19〉 Emmerich de Vattel, *Le droit des gens, ou, Principes de la loi naturelle appliqués à la conduite et aux affaires des nations et des souverains*, tom. 3, Paris, Guillaumin, 1863. (目録 No. 272)
- 〈20〉 Pasquale Fiore, *Droit international privé : ou principes pour les conflits entre les législations diverses en matière de droit civil et commercial*, Paris, A. Durand et Pedone-Lauriel, 1875. (目録 No. 283)
- 〈21〉 François Laurent, *Droit civil international*, tom. 3, Paris, A. Marescq aîné, 1880. (目録 No. 358)

#### 法制史

- 〈22〉 Charles Michel Galisset, *Corpus juris civilis Academicum parisiense; in quo Justiniani institutiones, digesta sive pandectæ, codex, authenticæ seu novellæ constitutiones et edicta comprehenduntur; præterea leonis et aliorum imperatorum novellæ constitutiones, canones sanctorum apostolorum, ac feudorum libri; huic editioni, cum optimis quibusque collatæ, nove accesserunt, sub titulo juris antejustiniani,...*[Paris], Lutetiae Parisiorum, 1856. (目録 No. 125)
- 〈23〉 Alfred Gautier, *Précis de l'histoire du droit français*, Paris, L. Larose et Forcel, 1887. (目録 No. 266)
- 〈24〉 Joseph Elzéar Ortolan, *Explication historique des Instituts de l'empereur Justinien : législation romaine iii livres iii et des instituts*, Paris, E. Plon et Cie, 1875. (目録 No. 284)
- 〈25〉 Charles Auguste Pellat, *Manuale juris synopticum : in quo continentur Justiniani Institutiones cum Gaii Institutionibus e regione oppositis perpetuo collatæ necnon Ulpiani Fragmenta--Pauli Sententiæ--Vaticana fragmenta et aliæ plurimæ veterum jurisconsultorum reliquiæ*, Paris, Apud Plon Fratres, 1854. (目録 No. 150)
- 〈26〉 Amable Regnault, *Études historiques et morales sur les prisons du département de la seine et de la ville de Londres*, Paris, Guillaumin, 1877. (目録 No. 18)
- 〈27〉 Joseph Antoine Ruben de Couder, *Résumé de répétitions écrites de droit romain*, Paris, Marescq aîné, 1875. (目録 No. 271)

#### 外国法

- 〈28〉 Ernest Désiré Glasson ; Eugène Lederlin ; Rodolphe Dareste, *Code de procédure civile pour l'Empire d'Allemagne (30 janvier 1877)*, Paris, Imprimerie nationale, 1887. (目録 No. 362)

- 〈29〉 André Lebon, *Étude sur la législation électorale de l'Empire d'Allemagne*, Paris, A Cotillon et Cie, 1879. (目録 No. 325)
- 〈30〉 Charles Léon Lyon-Caen, *Tableau des lois commerciales en vigueur dans les principaux états de l'Europe & de l'Amérique*, Paris, A.Cotillon & Cie, 1881. (目録 No. 361)
- 〈31〉 *Les lois de justice pour l'Empire d'Allemagne*(*Die Justiz-Gesetze für das Deutsche Reich*), Strasburg, R. Schultz & Cie, 1879. (目録 No. 109, 132)
- 〈32〉 *Codes égyptiens : précédés du règlement d'organisation judiciaire*, Le Caire (Égypte), Barbier et Cie, 1883. (目録 No. 131)

法令・判例・学説集

- 〈33〉 Victor Alexis Désiré Dalloz; Armand Dalloz, *Jurisprudence générale du royaume : Recueil périodique et critique de jurisprudence, de législation et de doctrine, en matière civile, commerciale, criminelle, administrative et de droit public*, Paris, Bureau de la jurisprudence générale de royaume, 1845-1848. (目録 No. 248~251)
- 〈34〉 Victor Alexis Désiré Dalloz; Armand Dalloz, *Jurisprudence générale : Recueil périodique et critique de jurisprudence, de législation et de doctrine, en matière civile, commerciale, criminelle, administrative et de droit public*, Paris, Bureau de la jurisprudence général, 1849-1860. (目録 No. 252~261, 329, 330)
- 〈35〉 Victor Alexis Désiré Dalloz; Armand Dalloz, *Répertoire méthodique et alphabétique de législation, de doctrine et de jurisprudence en matière de droit civil, commercial, criminel, administratif, de droit des gens et de droit public*, 44vols, Paris, Bureau de la jurisprudence général, 1846-1863. (目録 No. 202~247)
- 〈36〉 Louis Tripier, *Les codes français collationnés sur les textes officiels : contenant ... et les seuls où sont rapportés les textes du droit ancien et intermédiaire, nécessaires à l'intelligence des articles*, Paris, Cotillon, Libraire du Conseil d'État, 1858. (目録 No. 126)
- 〈37〉 Louis Tripier, *Les codes français collationnés sur les textes officiels ... et les seuls où sont rapportés les textes du droit ancien et intermédiaire, nécessaires à l'intelligence des articles*, Paris, Cotillon F. Pichon, 1886. (目録 No. 270)
- 〈38〉 *Annuaire de la Cour d'Appel de Paris et des tribunaux de son ressort*, 64e année, Paris, Marchal et Billard, 1886. (目録 No. 303)
- 〈39〉 *Agenda et annuaire des cours et tribunaux, du barreau, des notaires, des officiers ministériels et de l'enregistrement (France, colonies, étranger)*, Paris, générale de

jurisprudence, 1886. (目録 No. 4)

その他 (法学全般)

- 〈40〉 Charles Eugène Camuzet, *500 questions recueillies aux examens de droit avec la solution : 1er examen de baccalauréat*, 1re série, Paris, Marescq Jeune. (目録 No. 331)
- 〈41〉 Auguste François Teulet, *Les codes de la République française : contenant la Constitution provisoire, les lois et décrets du gouvernement de la défense nationale, une nouvelle corrélation des articles des codes ...*, Paris, Marescq aîné, 1875. (目録 No. 281)
- 〈42〉 J. B. Thieriot, *Traité de la Législation*. (目録 No. 292)
- 明治政府御雇外国人法学者の著作
- 〈43〉 Georges Victor Appert, *Ancien Japon (avec la collaboration de H. Kinoshita)*, 3vols, Kokubunsha, 1888. (目録 No. 294~296)
- 〈44〉 Georges Victor Appert, *Carte du Japon sous la féodalité*, Grave par Getsurei. (目録 No. 5)
- 〈45〉 Gustave Émile Boissonade de Fontarabie, *La Fontaine économiste : conférence publique et gratuite faite à la Faculté de droit de Paris, la dimanche 11 février 1872*, Paris, Guillaume et Cie, 1872. (目録 No. 367)
- 〈46〉 Gustave Émile Boissonade de Fontarabie, *Histoire de la réserve héréditaire et de son influence morale et économique*, Paris, Guillaumin et Cie, 1873. (目録 No. 360)
- 〈47〉 Gustave Émile Boissonade de Fontarabie, *Conférence sur le patronage des jeunes détenus, des libérés et des condamnés au Japon*, Tokio, Koghiodo, 1887. (目録 No. 368)
- 〈48〉 Gustave Émile Boissonade de Fontarabie, *Projet de code civil pour l'Empire du Japon accompagné d'un commentaire*, 2 éd., 5vols, Tokio, Kokoubunsha, 1882-1889. (目録 No. 127, 158~162, 273, 333~342)
- 〈49〉 Gustave Émile Boissonade de Fontarabie, *Projet de code civil pour l'Empire du Japon accompagné d'un commentaire*, nouv. éd., 4vols, Tokio, Kokoubunsha, 1890-1891. (目録 No. 343~349)
- 〈50〉 *Code civil de l'Empire du Japon accompagné d'un exposé des motifs*, 4vols, Tokio, Kokoubunsha, 1891. (目録 No. 350~357)
- 〈51〉 Louis Adolphe Bridel, *Encyclopédie juridique*, Tokio, Librairie française Sansaisha,

1910. (目録 No. 327)

- 〈52〉 Otto Rudorff, *Vortrag gehalten im Kaiserlichen Justizministerium zu Tokio am 7. und 8. Juni 1886.* (目録 No. 332)

● パリ大学法学部法学士号請求論文

- 〈53〉 Seigo Crizuka (栗塚 省吾), *Thèse pour la Licence*, Paris, L. Larose, 1879. (目録 No. 137~139, 141, 142, 145~147)
- 〈54〉 Siro Issobé (磯部 四郎), *Thèse pour la Licence*, Paris, Imprimerie de Charles Noblet, 1878. (目録 No. 144)
- 〈55〉 Firogi Kinochita (木下 廣次), *Thèse pour la Licence*, Paris, Imprimerie Maquet, 1880. (目録 No. 143)
- 〈56〉 S. Mitsda-Comeuzi (三田 (光妙[明]寺) 三郎), *Thèse pour la Licence*, Paris, F. Pichon. (目録 No. 140)

\*上記の〈 〉内の数字は、解題番号を表す。以下、解題本文でも同様である。

## 1. フランス法学書

上記のとおり、栗塚文庫（以下、本文庫）に収められているフランス法学書は、大きく分けて民法、商事法、刑事法、訴訟法、行政法、国際法、法制史、外国法、法令・判例・学説集、その他法学全般に関する文献に分類できる。また、その著者をみると、アコラス、ローラン、ムールロン、オルトラン、リヨン＝カンといった当時のフランスを代表する法学者がみられる。以下では、栗塚省吾が所蔵していたフランス法学書のうち、とりわけ重要と思われるものを著者ごとにいくつか紹介したい。

### アコラス 〈1〉 〈2〉

エミール・ピエール・ルネ・ポール・アコラス (Émile Pierre René Paul Acolas : 1826-1891) は、当時としてはかなり急進的な法学者であり、政治思想家（急進社会民主主義者）としても著名な人物である。法学者としては、とくに民法に関する業績で知られる。〈1〉は庶子に関する研究書、〈2〉は婚姻についてその過去・現在・未来を論じたものである。ところで、アコラスは1850年頃から30年以上にわたって私塾を開いて法律を講じており、当時日本からの法文系留学生の多くがアコラスの私塾で学んでいた。本文庫には、上記の法学文献以外にも、*La Science Politique* (『政治学』) という、アコラスが1878年に知友・門弟とともに発刊した雑誌の所蔵がある。その寄稿者名簿には、栗塚省吾と同時期にフランスに留学し交流があった三田 (光妙[明]寺) 三郎や今村和郎の

名前がみられる。栗塚が実際にアコラスの私塾で学んでいたかどうかは定かではないが、少なくとも、他の日本人留学生同様、栗塚も在仏中にアコラスの法律学に触れていたことがわかる。

#### ローラン 〈4〉 〈21〉

フランソワ・ローラン (François Laurent : 1810-1887) は、ベルギーのヘント (ガン) 大学教授であり、註釈学派最盛期の主要な民法法学者の一人である。ベルギーはフランス民法典を継受しており、ローランが著した大註釈書 *Principes de droit civil*, 33 vols., Paris, A. Marescq Ainé, 1869-1878 は、ベルギー独自の改正がほとんどみられなかった当時は、そのままフランス民法註釈書として通用し、その後の増補版はフランスの判例・学説にも影響を与えた。〈4〉は、その第4版である。また、〈21〉は、ローランによる国際私法に関する著作であり全8巻からなるが、本文庫が所蔵するのは第3巻のみである。

#### ムールロン 〈5〉 〈13〉

クロード・エチエンヌ・フレデリック・ムールロン (Claude Étienne Frédéric Murlon : 1811-1866) は、主に民法に関する著作で知られる人物であり、その代表作である *Répétitions écrites sur le Code civil, contenant l'exposé des principes généraux, leurs motifs et la solution des questions théoriques*, 3 vols., Paris, 1846-1852 は、学生にも実務家にもよく参照された民法の概説書である。本書は著者自身によって短期間に7回版を重ねられ、さらに、彼の死後も、1869年から1896年の間に友人であるシャルル・ドゥマンジュア (Charle Demangeat) によって6回再版された。〈5〉は、ドゥマンジュアによって再版されたものであろう。本書は、基礎的な内容でありながら、1880年代にいたるまで学生にとって試験準備のための最良の概説書であり続けた。なお、〈13〉は、ムールロンによる民事訴訟法の概説書である。

#### リヨン=カン 〈7〉 〈30〉

シャルル・レオン・リヨン=カン (Charles Léon Lyon-Caen : 1843-1945) は、商法、比較商法、海商法に多大な業績を残し、大学での講義のほか、国際会議などでフランスを代表して活躍した。なかでも、商法に関する主著 *Précis de droit commercial*, 2 vols., Paris, 1879-1885 (ノーベル平和賞を受賞した国際法学者レイ・ルノー (Louis Renault) との共著) は有名である。それをもとにして、法学部生向けの商法の教科書として書かれたのが〈7〉であり、本書もルノーとの共著となっている。また、リヨン=カンは数々の外国法の翻訳も出版しており、〈30〉は、当時の欧米主要国における現行商法を紹介したものである。

#### エリー 〈9〉

フォスタン・エリー (Faustin Hélie : 1799-1884) は、すべての刑法典および治罪法典 (Code

d'instruction criminelle) の改正委員会に参加し、フランスの刑事法改正を牽引した刑事法学者である。主著である刑法典に関する理論書、*Théorie du Code pénal*, 8vols., Paris, 1834-1842 は、その後 71 年間にわたって再版された。〈9〉は、その要約版ともいべき刑事法の概説書である。他方で、エリーは、ベッカリーア (Beccaria)、ロッシ (Rossi)、ボワタール (Boitard) といった刑事法学者の著作の再版を積極的におこなった。〈8〉は、近代刑法学の先駆者として知られる、イタリアの法学者ベッカリーア (Cesare Beccaria) の有名な著作『犯罪と刑罰』の仏語版で、エリーが序文と解説を付して再版したものである。

### オルトラン 〈10〉 〈24〉

ジョゼフ・エルゼア・オルトラン (Joseph Elzéar Ortolan : 1802-1873) は、新古典学派のなかでも折衷説に立ち社会刑罰権論を完成させた、19 世紀を代表する刑法学者である。また、後述するように、わが国の近代法制の礎を築いた司法省御雇法律顧問ボワソナード (Gustave Émile Boissonade de Fontarabie) は、来日前、1867 年にパリ大学のアグレジェ (教授資格者) の資格を得てから、オルトランの代講を務めたこともあるため、ボワソナードの刑法学はオルトランに基礎を置くものであるとされている。さらには、ボワソナードの弟子であった宮城浩蔵ら日本の刑法学者にも多大な影響を与えた (宮城は、「東洋ノオルトラン」とも称された)。〈10〉は、理論科学 (la science rationnelle) ・実定法・判例・犯罪統計資料を用いて刑法、刑罰、裁判管轄権、手続について述べたもので、刑事法の基本原理を著したオルトランの代表作である。なお、本文庫が所蔵するのはその第 4 版で、オルトランの死後、その婿であったボニエ (Édouard Louis Joseph Bonnier) がフランスおよび外国の立法を増補して再版したものである。また、〈24〉はユスティニアヌス法典中の法学提要の註釈書であるが、オルトランはパリ大学教授に就任以前には、市民向けの比較法制史の無料公開講座をおこなっていたこともあり、法制史にも精通していたのである。なお、本書についても、本文庫が所蔵するのはボニエによって修正・増補のうえ再版されたもの (第 9 版) であり、また、2 巻本 (Législation romaine シリーズ 2-3) のうち下巻 (Législation romaine 3) しか所蔵がない。

### ボニエ 〈12〉

エドゥアール・ルイ・ジョゼフ・ボニエ (Édouard Louis Joseph Bonnier : 1808-1877) は、1844 年にパリ大学法学部の刑事立法および民事・刑事訴訟法の正教授となり、多くの業績を残した。〈12〉は、民事法ならびに刑事法の証拠についての理論および実務に関する概論であり、主要な研究業績の一つである。本書は 2 巻本であるが、本文庫が所蔵するのは第 2 巻のみである。また、ボニエは、前述の刑法学者オルトランの婿であったことから、オルトランの著作の再版を多数おこなった。さきにも述べたように、〈10〉 〈24〉 もオルトランの死後ボニエによって修正・増補のうえ再版されたものである。



### プラディエ＝フォデレ 〈14〉

ポール・ルイ・エルネスト・プラディエ＝フォデレ (Paul Louis Ernest Pradier-Fodéré : 1827-1904) は、とくに国際法の分野で重要な業績を残した人物である。その著作は、教育的な概説書 (入門 (cours)、提要 (manuels)、概論 (traités) など) と、大部の註釈付き翻訳書に分けられる。〈14〉は、プラディエ＝フォデレが執筆した代表的な概説書の一つである。本書は、700 頁以上の大作で、行政に関する法および制度を概観している。また、〈19〉〈20〉の国際法に関する文献は、プラディエ＝フォデレによって仏語に翻訳されたものである。

### ダローズ兄弟 〈33〉〈34〉〈35〉

本文庫には、相当数のフランスの法令・判例・学説集が含まれているが、その大半はダローズ兄弟の出版によるものである。ヴィクトール・アレクシス・デジレ・ダローズ (Victor Alexis Désiré Dalloz : 1795-1869) とその弟アルマン・ダローズ (Armand Dalloz : 1797-1867) は、判例集など数多くの法律書を出版した法律家である。彼らが 1845 年に創設したダローズ社は今日でも法律書の出版を続けている。〈33〉〈34〉は、民事法、商事法、刑事法、行政法、公法に関する年刊の立法・判例・学説集で、〈34〉は〈33〉の後継誌である。ダローズ兄弟による法令・判例・学説集は、通称をダローズ集 (Recueil Dalloz) といい、今日でもダローズ - シレー集 (Recueil Dalloz-Sirey) として刊行が続いている。その歴史は古く、1801 年に破毀院付弁護士のジャン＝バチスト・シレー (Jean-Baptiste Sirey) と破毀院書記のドヌーヴェル (Denevers) が創刊した判例集が 1808 年に分離したことに始まる (分離した他方は、シレー集 (Recueil Sirey) と称される法令・判例・学説集になった)。当初は、ドヌーヴェルが判例を集めて法廷新聞と称していたが、のちに 1821 年からヴィクトール・アレクシス・デジレ・ダローズが協力するようになり、1825 年には全面的にダローズが引き継いだ。正式名称は頻繁に変わりながらも、立法・判例・論説を載せた総合法律雑誌として刊行が続けられた。1965 年以降は 1808 年に分離したシレー集と合併し、ダローズ - シレー集 (Recueil Dalloz-Sirey) として刊行されている。また、〈35〉は、ダローズ兄弟の出版による民事法、商事法、刑事法、行政法、国際法、公法に関する立法・学説・判例のアルファベット順および項目別目録である。

## 2. 明治政府御雇外国人法学者の著作

栗塚省吾は、アペール、ボワソナード、ブリデル、オットー・ルードルフといった、明治政府の御雇外国人法学者の著作を所蔵していた。これは、栗塚省吾がフランス留学から帰国後、明治政府の法制官僚として旧民法などの重要法典の編纂・審議にたずさわっていたことと関係していると思われる。以下、著者ごとに簡単に文献の紹介をしよう。

#### アペール 〈43〉 〈44〉

ジョルジュ・ヴィクトール・アペール (Georges Victor Appert : 1850-1934) は、パリ大学で法学博士号を取得後、1879 (明治 12) 年に司法省御雇外国人法学者として招聘され来日した。アペールは、司法省法学校で教鞭をとり、また明治法律学校や東京法学校などでも経済学やフランス行政法などを教えた。1884 (明治 17) 年に一旦帰国、翌年に再来日し、司法省から文部省に移管されて創設された東京帝国大学法科大学の教員も務め、1889 (明治 22) 年に帰国した。アペールは、わが国の法学・経済学教育のために尽力するかたわら、日本の法制度の研究や日本文化の紹介もおこなった。〈43〉は、アペールの日本研究の集大成というべきものであり、『古代の日本』と題して飛鳥、天平時代からのわが国の法制度の歴史や文化を紹介したもので、木下廣次との共著と記されている。また、〈44〉は、アペール作成の封建体制下の日本地図である。

#### ボワソナード 〈45〉 〈46〉 〈47〉 〈48〉 〈49〉 〈50〉

ギュスターヴ・エミール・ボワソナード・ドゥ・フォンタラビー (Gustave Émile Boissonade de Fontarabie : 1825-1910) は、わが国の近代立法ならびに法学形成に多大なる貢献をした「日本近代法の父」として広く知られる人物である。パリ大学で古典学・法律学を研究し、卒業後、グルノーブル大学教授およびパリ大学助教授 (professeur agrégé) を務めた。1873 (明治 6) 年、法学教育と法典編纂のために司法省御雇法律顧問として招聘された。翌年から明法寮 (後に司法省法学校) にてフランス法、自然法などを講じ、わが国の優れた法学者を育成した。栗塚省吾もボワソナードから法学教育を受けた一人であった。法典編纂においては、1876 (明治 9) 年頃からボワソナードが原案を起草した治罪法および旧刑法が 1882 (明治 15) 年に施行された。一方で、1879 (明治 12) 年春から開始し、ボワソナードが心血を注いで起草にあたった旧民法草案 (ただし、親族・相続法部分は日本人委員が起草を担当した) は、法律取調委員会や元老院などの審議を経て 1890 (明治 23) 年に公布され、1893 (明治 26) 年から施行予定であったが、いわゆる「民法典論争」が起こり、1892 (明治 25) 年にその施行延期が決定し、ついに施行されることはなかった。その他にも、ボワソナードは、わが国の拷問制度廃止や、条約改正などにも有益な助言をした。また、明治法律学校や和仏法律学校でも講義をおこなった。

〈45〉は、ボワソナードが来日前の 1872 年 2 月 11 日に、パリ大学法学部の無料公開講座でおこなった「経済学者としてのラ・フォンテーヌ」という講演を公刊したものである。ボワソナードは、1870 年から来日するまでの間、パリ大学の経済学の講座も正教授バトビィ (Bathbie) の代講として担当していたこともあり、経済学分野の著作も数多く残した。〈46〉は、ボワソナードが精神・政治学士院が一般募集した懸賞論文に応募し、1867 年に受賞した論文を公刊したもので、ボワソナードのフランス時代の代表作である。本書は、『遺留分とその精神的経済的影響の歴史』について考察するもので、第 1 編は古代の諸立法、第 2 編はフランス古法について述べ、第 3 編は遺留分相続の

精神的経済的影響についてその過去・現在・未来を考察し、第4編は現行法たる民法典の制度に関する学説・判例を検討し、第5編はヨーロッパ諸国の遺留分制度を比較法的に概観している。

〈47〉は、ボワソナードが来日後の1887年5月17日に東京でおこなった「未成年受刑者、出所者、受刑者の援助 (patronage) に関する講演」を公刊したものである。前述したように、ボワソナードは日本の旧刑法・治罪法を起草したことから、刑事政策に関しても多数の講演や執筆をおこなった。

〈48〉〈49〉は、ボワソナードが起草した旧民法財産法部分の仏文草案・註釈書である。ボワソナードの手による旧民法仏文草案註釈書で活版印刷されたものは、①1880-1882年刊行の3冊本(前2巻を合冊した2冊本もある)、②1882-1889年刊行の5冊本、③1890-1891年刊行の4冊本の三種がある。一般に、①は『プロジェ初版』、②は『プロジェ第二版』(ただし、①の「第2版」にあたるのは第1巻・第2巻のみで、第3巻・第4巻・第5巻は新たに執筆された)、③は『プロジェ新版』と呼ばれている。〈48〉は『プロジェ第二版』であり、〈49〉は『プロジェ新版』である。さらに、〈50〉は、公布された旧民法の『公定仏語訳および立法理由書』である。本書には著者名が記されていないが、実際にはボワソナードの手によるものである。この『公定仏語訳および立法理由書』は、〈49〉『プロジェ新版』とほぼ同時期に執筆されている。ボワソナードが起草した旧民法草案は、民法編纂局や法律取調委員会において日本人委員による修正がなされ、なかには削除された条文もあった。『プロジェ新版』は、公布された旧民法の条文をふまえつつ更に加筆や修正がなされた註釈書であり、そのため、ボワソナードの日本民法に対する理想や本音があらわれているとされる。

栗塚省吾は、司法省法学校正則科第一期生としてボワソナードの講義を受け、また、フランス留学から帰国後は、民法編纂局時代から旧民法の編纂作業に深くたずさわっていたことから、ボワソナードの著作を数多く所蔵していたものと考えられる。

### ブリデル 〈51〉

ルイ・アドルフ・ブリデル (Louis Adolphe Bridel : 1852-1913) は、19世紀末スイスの著名な法律家の一人であり、ジュネーブ大学法科大学教授として学説彙纂、比較私法、民法入門を講じ、同大学法科大学長、スイス民法典第一予備草案起草委員などを務めた。1900(明治33)年に東京帝国大学法科大学に招聘され、以後13年間にわたって日本の法学教育に力を注いだ。ブリデルは、東京帝国大学ではフランス法およびドイツ法を教えていた。〈51〉は、東京帝国大学法科大学の学生のために書かれた法学概論であり、おそらく東京帝国大学の「仏蘭西法」講義の教科書として使用されたものと考えられる。

### オットー・ルードルフ 〈52〉

オットー・ルードルフ (Otto Rudorff : 1845-1922) は、近代日本の法制度に大きな役割を果たし

た御雇外国人法学者の一人である。来日前は、ドイツ・プロイセンの地方裁判所裁判官を務めていた。東京大学法学部がドイツ法学重視を打ち出したことにより、ドイツ法講師として招聘され、1884（明治17）年に来日した。翌年には、東京大学を離れて司法省顧問となり、裁判所構成法の原案を起草し、1890（明治23）年10月に帰国した。ちなみに、1886（明治19）年、栗塚省吾は外務省に設置された法律取調委員会の委員書記に任命され、裁判所構成法の起草・審議に関与していた。上記（52）は、オットー・ルードルフが1886（明治19）年6月7日・8日に東京の司法省でおこなった講演の記録であり、ドイツの司法制度を紹介するものである。

### 3. パリ大学法学部法学士号請求論文

本文庫には、栗塚省吾および、彼と同時期にパリ大学に留学していた磯部四郎、木下廣次、三田（光妙[明]寺）三郎のパリ大学法学部法学士号（Licence en droit）請求論文が所蔵されている（〈53〉〈54〉〈55〉〈56〉）。これらは、明治期の日本人留學生の卒業論文がまとめて残されていたという点において、さらに、全国の大学図書館に所蔵されていないと考えられることから（2016年3月25日現在、CiNii Books 検索）、極めて貴重な資料である。

これらのパリ大学法学部法学士号請求論文については、すでに明治大学法学部の村上一博教授が *Meiji Law Journal* において、著者の略歴とともに翻刻・紹介済みである（Kazuhiro Murakami, «La Thèse pour la Licence en droit(Faculté de droit de Paris)par M.Siro ISSOBÉ», *Meiji Law Journal*, Faculty of Law, Meiji University, 2003, vol. 10, pp. 35-69. ; Kazuhiro Murakami, «La Thèse pour la Licence en droit(Faculté de droit de Paris)par M.Firogi KINCHITA», *Meiji Law Journal*, Faculty of Law, Meiji University, 2006, vol. 13, pp. 1-35. ; Kazuhiro Murakami, «La Thèse pour la Licence en droit(Faculté de droit de Paris)par M.Sabro MITSUDA-COMEUJI», *Meiji Law Journal*, Faculty of Law, Meiji University, 2007, vol. 14, pp. 69-92. ; Kazuhiro Murakami, «La Thèse pour la Licence en droit(Faculté de droit de Paris)par M.Seigo CRIZUKA», *Meiji Law Journal*, Faculty of Law, Meiji University, 2008, vol. 15, pp. 29-63.）。このほか、栗塚省吾の法学士号取得の経緯については、本目録とともに公開されている村上一博教授の論稿「パリ大学留学時代の栗塚省吾」でも述べられている。また、磯部四郎の法学士号請求論文については、村上一博編『日本近代法学の巨擘 磯部四郎論文選集』（信山社出版、2005年）でも翻刻がなされ、さらに平井一雄・村上一博編『日本近代法学の巨擘 磯部四郎研究』（信山社出版、2007年）において、磯部の法学士号取得の経緯および論文の大意が記されている。参照されたい。

これら法学士号取得論文は、ラテン語およびフランス語で書かれており、ここでその内容について詳細な解説を付することは筆者の能力を超えており、また紙幅も限られている。他日を期したい。

## おわりに

栗塚文庫には、法学以外にも実に多岐にわたる分野の書物が所蔵されているが、本稿でとりあつかった洋書法学文献も法分野全般に及んでいる。これらの多くは、栗塚省吾が在仏中に収集したものと考えられる。司法省初のフランス留学生としてパリ大学に学び法学士号を取得しただけあつて、栗塚がフランス法に精通していたことがうかがえる。また、帰国後は、明治政府の法制官僚として活動していたこともあり、ボワソナードら明治政府御雇外国人法学者の著作も所蔵されている。なかでも、ボワソナードの旧民法仏文草案・註釈書には多数の書き込みがみられるため、今後は書き込みの有無などを含めた所蔵文献の調査が望まれる。また、本稿では、とくに重要と思われる主要文献について簡単な紹介をすることどまったが、その他の希少本についてもその内容を精査することによって、栗塚の法学識がより明らかにされるであろう。

最後に、今回、格別のご理解とご協力により、栗塚文庫を調査する機会を与えてくださった、土井晶子館長・橋本美帆副課長をはじめ、越前市立図書館の皆様、越前市役所の皆様には厚く御礼を申し上げます。限られたスケジュールと人員のなか、残念ながら調査が不十分となってしまった点も多い。これを本格的な栗塚省吾研究の第一歩とし、今後も継続した栗塚文庫の調査・分析が望まれる。

## 主要参考文献

Patrick Arabeyre, Jean-Louis Halpérin et Jacques Krynen, *Dictionnaire historique des juristes français(XII<sup>e</sup>-XX<sup>e</sup> siècle)*, PUF, Paris 2007

池田真朗『ボワソナードとその民法』（慶応義塾大学出版会、2011年）

井田進也『中江兆民のフランス』（岩波書店、1987年）

梅溪昇『お雇い外国人の研究 上巻・下巻』（青史出版、2010年）

大久保泰甫『日本近代法の父 ボワソナード』（岩波新書、1977年）

大久保泰甫・高橋良彰『ボワソナード民法典の編纂』（雄松堂出版、1999年）

小沢奈々『大正期日本法学とスイス法』（慶應義塾大学出版会、2015年）

小柳春一郎・蕪山巖編『裁判所構成法』（『日本立法資料全集』94、成文堂、2010年）

滝沢正『フランス法 第4版』（三省堂、2010年）

中野正剛『未遂犯論の基礎—学理と政策の史的展開—』（成文堂、2014年）

ボワソナード民法典研究会編『ボワソナード民法典資料集成』（雄松堂出版、1998—2000年）、同『ボワソナード民法典資料集成 第Ⅱ期』（雄松堂出版、2001—2006年）

山口俊夫編『フランス法辞典』（東京大学出版会、2002年）